

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第42号 JR宇治駅南自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託……………(交通政策課) …2
- 告示第43号 京阪三室戸駅前自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託……………(交通政策課) …2
- 告示第44号 宇治市観光センター及び宇治市市営茶室の使用料の徴収事務の委託……………(観光振興課) …2
- 告示第45号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第49号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第50号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2

公 告

- 公告第23号 道路法違反物件の除去……………(建設総務課) …3

消 防 本 部

- 公告第1号 指定催しの指定……………3

公 営 企 業

- 公告第15号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更……………3

告 示

宇治市告示第42号

J R宇治駅南自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託について

令和5年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、J R宇治駅南自転車等駐車場、J R木幡駅前自転車等駐車場、J R黄檗駅前自転車等駐車場、J R六地蔵駅前自転車等駐車場、J R六地蔵駅前第2自転車等駐車場、J R黄檗駅前第2自転車等駐車場、J R宇治駅北自転車等駐車場、J R小倉駅北自転車等駐車場及びJ R小倉駅南自転車等駐車場の使用料の収納事務を次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年5月1日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治東内36番地の5
 名称 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター
 代表者 理事長 平田 研一

(揭示済)

宇治市告示第43号

京阪三室戸駅前自転車等駐車場等の使用料の収納事務の委託について

令和5年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、京阪三室戸駅前自転車等駐車場、近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場、J R新田駅前自転車等駐車場、京阪木幡駅前自転車等駐車場及び近鉄小倉駅東自転車等駐車場の使用料の収納事務を次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年5月1日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市横島町外1番地の21
 名称 一般社団法人 宇治高齢者事業団
 代表者 代表理事 加藤 眞久

(揭示済)

宇治市告示第44号

宇治市観光センター及び宇治市市営茶室の使用料の徴収事務の委託について

令和5年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市観光センター及び宇治市市営茶室の使用料の徴収事務を次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年5月1日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治里尻5-9
 J R宇治駅前市民交流プラザ1階
 名称 公益社団法人 宇治市観光協会
 代表者 会長 中村 藤吉

(揭示済)

宇治市告示第45号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

に供します。

縦覧期間 令和5年5月10日から14日間
 令和5年5月10日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
屋し谷久世谷線	西笠取白土37番地 西笠取相月川西17番地の1	前	3.1 ~ 3.4	57.2	
		後	1.6 ~ 3.4		
	西笠取白土37番地 西笠取相月川西17番地の1	前	3.1 ~ 3.4	74.9	
		後	1.6 ~ 3.4		

(揭示済)

宇治市告示第49号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年5月19日から14日間
 令和5年5月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
石塚羽拍子線	羽拍子町59番地の1 羽拍子町59番地の1	前	4.8 ~ 6.0	25.0	
		後	4.8 ~ 7.2		
	羽拍子町59番地の9 羽拍子町59番地の14	後	4.8 ~ 7.2		
大久保町38号線	大久保町山ノ内67番地の1 大久保町山ノ内67番地の1	前	2.4 ~ 3.2	18.6	
		後	4.0		

宇治市告示第50号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年5月19日から14日間
 令和5年5月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
石塚羽拍子線	羽拍子町59番地の9 羽拍子町59番地の14	令和5年5月19日
大久保町38号線	大久保町山ノ内67番地 大久保町山ノ内67番地の1	令和5年5月19日

公 告

宇治市公告第23号

道路法違反物件の除去について

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月19日

宇治市長 松村 淳子

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反していますので、令和5年6月2日までに除去してください。

期日までに除去されない場合は、同法第44条の3第1項の規定により市において除去します。

名称又は種類	場所
ベンチ	琵琶台三丁目9番地7地先（琵琶台12号線）

消 防 本 部

宇治市消防本部公告第1号

指定催しの指定について

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）第42条の2第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定しましたので、公告します。

令和5年5月8日

宇治市消防長 梅永 聖児

催しの名称 県祭開催に係る露店等の開設
催しの開催期間 令和5年6月5日（月）
午前10時00分から午後10時00分まで
催しの開催場所 宇治橋通り、県通り、本町通り及び周辺地域
(掲示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和5年5月19日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第355号	オフィスキムラ	株式会社オフィスキムラ

